

普通肥料登録および普通肥料登録有効期間更新の申請時における 手数料についてキャッシュレス決済が可能になります

令和6年12月5日
みらいの農業振興課

県の受付窓口でキャッシュレス決済が可能になることに伴い、普通肥料登録および普通肥料登録有効期間更新の申請時における手数料についても、キャッシュレス決済が可能になりました。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/oshirase/339734.html>

つきましては、下記のとおり取り扱いますので、御確認のうえ、申請をお願いします。

記

1 キャッシュレス決済について

・キャッシュレス決済を行うためには、事前に「キャッシュレス決済依頼書」(以下「依頼書」)を受け取ったうえで、県の受付窓口(会計管理局管理課;滋賀県庁本館1階)にて手続きする必要があります。ご希望される場合は、メール、電話もしくは対面にて当課に個人名または法人名をお伝えいただけましたら、「依頼書」を当課が発行いたします※。

・当課が発行した「依頼書」を県の受付窓口にて持参し、決済をしてください。なお、受け取ったレシート等を肥料登録または肥料登録有効期間更新の申請書に貼り付ける必要はありません。

※依頼書は郵送もしくは対面でのお渡しとなります。

・収入証紙の貼り付けによる申請を希望される場合は、これまでと同様に受理します。

・なお、キャッシュレス決済対応時においても、普通肥料登録および普通肥料登録有効期間更新にかかるオンラインでの申請(メール等)は受け付けませんので、ご了承ください。申請後の修正や追加資料の提出についてはメール等を活用する場合があります。

2 取扱開始日

令和6年12月6日